

## 就学期を迎えるにあたって

日常生活や学習活動の場面において、特別な支援や配慮が必要な子どもたちがいます。保護者の方は、お子様の就学について心配や悩みをおもちではないでしょうか。岐阜市ではこのような心配や悩みのある方を対象に「夏の就学相談会」「個別の就学相談会」を行うなど、一人一人がもっている力を伸ばしていくための就学の間を、保護者の方と共に考えていきます。



### 就学についての説明会

就学についての流れや大切にしたいことについて説明をします。5月から6月にかけて行います。

### 夏の就学相談会

5月上旬に、市内すべての幼稚園、保育園、保育所、関係諸機関に案内を送付します。申し込みは在籍の園所や就学前施設を通じて行います。(直接郵送していただいてもかまいません。)

開催は6月下旬です。基本的には保護者の方のみの参加となり、今後の就学先についての情報提供などを行います。ここで就学についての判断を希望される方は、お子さんと一緒に参加していただくこととなります。

### 就学時健康診断

9月下旬から10月下旬に、市内すべての小学校で行います。校区に住所のあるすべての新就学児が対象です。

10月下旬から11月上旬に行われる個別の就学相談会へは就学時健康診断の際に申し込むことができます。

### 個別の就学相談会

10月下旬から11月上旬に、就学時健康診断の際に申し込みがあった方を対象に行います。

基本的にはお子さんと保護者の参加となります。お子さんのもっている力を伸ばしていくためにどの就学の間がよいのかを、諸検査、行動観察、本人・保護者との面談、専門家の意見などから総合的に判断していきます。

### 判断のお知らせと就学先の決定

個別の就学相談会での判断の結果は保護者に電話連絡します。

保護者が判断に同意される場合は、就学先を決定します。保護者の意向が判断と異なる場合は、継続して相談し、お子さんにとって望ましい就学の間を決定していきます。

## 就学手続きについて

10/31  
まで

学  
齢  
簿  
の  
作  
成

11/30  
まで

就  
学  
時  
健  
康  
診  
断

### 就学先の決定

総合的判断  
 ・障がいの状態  
 ・教育上必要な支援の内容  
 ・地域における教育の体制  
 の整備の状況  
 ・本人・保護者や専門家の  
 意見

1/31  
まで

### 入学期日等の通知

岐阜市教育委員会、または岐阜県教育委員会の入学期日等の通知が、保護者に届けられます。

4/1  
まで

入  
学  
説  
明  
会

入  
学

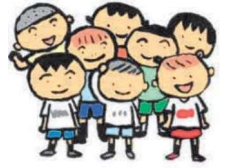
## このような判断があります

特別支援学校(知的障がい、肢体不自由、視覚障がい、聴覚障がい、病弱)で指導する。

特別支援学級(知的障がい、自閉症・情緒障がい、難聴、肢体不自由)で指導する。

通常学級に在籍し、通級指導教室(言語障がい、LD・ADHD等)に通級する。

通常学級で指導する。



継続相談:経過観察し、判断後一年をめどに、校内委員会で再度、適切な就学について話し合いをします。

## 特別支援学校における指導

特別支援学校では、可能な限り自立し社会参加ができるよう、障がいの状態や発達段階に応じた教育内容、方法により、手厚く、きめ細やかな教育を行っています。また、小・中学校や高校、保護者、地域からの特別支援教育についての様々な相談にも応じています。

視覚障がい 特別支援学校	聴覚障がい 特別支援学校	肢体不自由 特別支援学校	病弱 特別支援学校	知的障がい 特別支援学校
視覚に障がいのある児童生徒を対象にして、点字を用いたり、文字を拡大したりするなどの工夫と配慮のもとに、各教科の学習や自立に向けての専門的な教育を行っています。	聴覚に障がいのある幼児児童生徒を対象にして、早い時期から補聴器を使って「音」の存在に気付いたり、「ことば」の力をつけるための、きめ細やかな指導や自立に向けての専門的な教育を行っています。	運動機能に障がいのある児童生徒が、可能な限り自分の力で生活を送ることができるよう、教科の学習のほか、身体の動きやコミュニケーション能力等の向上に関する教育を行っています。	慢性の疾患や身体虚弱のため、医療又は生活に規制が必要な児童生徒を対象にして病院との連携を密にしながら、教科の学習のほか、病気の回復や克服のための知識や習慣等を身に付ける教育を行っています。	身辺自立に必要な基本的な生活習慣や自立と社会参加に必要な習慣、知識、技能、態度を生き生きとした学習の中で身に付けることができるように、教科の学習のほか、実生活にみられる課題を中心とした生活単元学習を行っています。

## 特別支援学級における指導

特別支援学級では、一人一人の障がいの種類や特性などに配慮しながら、小学校、中学校に準じた教育を行っています。きめ細やかな対応ができるように、少人数の編成がなされており、一人一人に応じた効果的な指導が行われています。指導内容によっては、通常の学級の児童生徒と一緒に学習や活動ができるように配慮されています。なお、障がいの種類に合わせて岐阜市では下記のような特別支援学級が設置されています。

知的障がい特別支援学級  
自閉症・情緒障がい特別支援学級  
難聴特別支援学級  
肢体不自由特別支援学級  
病弱特別支援学級(院内学級)

知的障がい特別支援学級では、児童生徒の障がいの状態に応じた指導を行うために、領域・教科を合わせた指導を行います。

自閉症・情緒障がい特別支援学級、難聴特別支援学級、肢体不自由特別支援学級、病弱特別支援学級では、小学校及び中学校の教育課程に準ずることが基本ですが、一人一人の障がいに応じた特別な指導(自立活動)を行います。

## 通級指導教室における指導

「通級による指導」では、言語や聴覚に発達の遅れがあったり、LD、ADHDなど発達障がいがあったりする児童生徒が、小・中学校の通常の学級で学びながら、概ね週1～3時間程度の障がいに応じた専門的な指導を受けることができます。

言語通級指導教室  
LD・ADHD等通級指導教室

言語通級指導教室では、発音指導や構音器官の機能訓練、聞くことの指導などを行います。LD・ADHD等通級指導教室では、自分の気持ちをコントロールしたり、状況に応じたコミュニケーションをとったり、視知覚や微細運動などの技能を高めたりするといった指導を行います。